

旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で生活している家族4名(一時他県に避難。うち1名は障害等級2級、1名は知的障害者)について、障害を抱えていることやその介護負担等を考慮し、日常生活阻害慰謝料が増額された上、原町区の介護水準の低下に伴い介護施設・障害者施設等におけるサービスが受けられないことに対する慰謝料も認められた事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X1, 申立人X2, 申立人X3, X4, (申立人X1ないしX4を併せて「申立人ら」という。)と、被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する(以下「本和解」という。)

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(ただし下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- (1) 避難者慰謝料
- (2) 増額慰謝料
- (3) 滞在者慰謝料
- (4) 申立人X4について介護施設・障害者施設等におけるサービスを受けられないことに対する慰謝料

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日

第2 和解金額

- 1 被申立人は、申立人X1に対し、前項の対象期間の損害項目(1)ないし(4)に係る和解金として、金267万円の支払義務があることを認める(内訳は損害項目(1)が170万円、損害項目(2)が85万円、損害項目(3)が10万円、損害項目(4)が2万円)。
- 2 被申立人は、申立人X2に対し、前項の対象期間の損害項目(1)ないし(4)に係る和解金として、金267万円の支払義務があることを認める(内訳は損害項目(1)が170万円、損害項目(2)が85万円、損害項目(3)が10万円、損害項目(4)が2万円)。
- 3 被申立人は、申立人X3に対し、前項の対象期間の損害項目(1)ないし(4)に係る和解金として、金284万円の支払義務があることを認める(内訳は損害項目(1)が170万円、損害項目(2)が102万円、損害項目(3)が10万円、損害項目(4)が2万円)。

- 4 被申立人は、申立人 X 4 に対し、前項の対象期間の損害項目（1）ないし（4）に係る和解金として、金 2 6 7 万円の支払義務があることを認める（内訳は損害項目（1）が 1 7 0 万円、損害項目（2）が 8 5 万円、損害項目（3）が 1 0 万円、損害項目（4）が 2 万円）。

第 3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第 1 項記載の各損害に対する賠償金として合計 7 2 0 万円を支払済みであることを確認する。

第 4 支払方法

（省略）

第 5 清算条項

申立人らと被申立人は、第 1 項記載の損害項目（同項所定の期間に限る。）については、本和解に定める金額を超える部分につき本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自 1 通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成 2 5 年 2 月 4 日

（仲介委員 鈴木由美）